

令和7年度
行政監査結果報告書

東大阪市監査委員

監 報 第 3 号
令和8年4月10日

東大阪市監査委員	向 川 茂 弘
同	谷 中 克 行
同	山 崎 毅 海
同	西 村 潤 也

監査結果報告の提出について

地方自治法第199条第2項の規定による監査を実施し、同条第9項及び第10項の規定により決定した監査の結果に関する報告及びその意見を提出します。

監査結果報告書

第1 東大阪市監査基準への準拠

令和7年度行政監査は、東大阪市監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第2項に基づく行政監査

第3 監査の対象

災害用備蓄物資の管理等に係る事務事業等

所管課 危機管理室

企画財政部企画室行財政改革課

第4 監査の着眼点

災害用備蓄物資の管理等に係る事務の執行が、東大阪市監査基準第4条第1項第2号に規定する「法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか」について、主に次の着眼点から監査を実施した。

- 1 備蓄物資は計画等に基づき、整備されているか。
- 2 備蓄物資は適切に管理されているか。
- 3 備蓄物資の配備において高齢者や障害者、乳幼児などの要配慮者に配慮しているか。
- 4 市民や事業者への備蓄等の周知啓発は行われているか。
- 5 市の施設における災害時の避難所等の運営について定められているか。

第5 監査の主な実施内容

監査にあたっては、調査票、監査資料及び関係帳票の全部又は一部の提出を求め、関係職員から説明を聴取した。また、備蓄倉庫の実査を行うとともに、指定管理施設の現状について各所管課に質問を行った。

第6 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所 監査委員事務局執務室ほか
- (2) 実施日程 令和7年10月14日から令和8年4月10日まで

第7 監査対象事業の概要

1 備蓄物資の管理等について

(1) 東大阪市の備蓄方針及び備蓄目標

本市の備蓄方針は、東大阪市地域防災計画において定められている。東大阪市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、本市防災会議¹が市域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興対策等の実施すべき大綱を定めたものである。

地域防災計画における備蓄物資に係る基本的な考え方は、大阪府及び市町村で構成する大阪府域救援物資対策協議会で策定された「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」（以下「大阪府域備蓄方針」という。）に準拠しており、本市は大阪府をはじめとする防災関係機関と相互に協力して食料・生活必需品の確保に努めている。

地域防災計画では重要物資11品目及び当該備蓄目標量が定められている。この11品目は大阪府域備蓄方針において必要品目とされた物資で、大阪府と本市で原則1対1の割合で備蓄することになっている。目標量については、大阪府が実施した被害想定に基づき算出されており、具体的には、最も必要数量が多いとされる生駒断層帯地震の想定避難所避難者数97,444人の1日分（凝固剤及び便袋については3日分）を目標量としている。

地域防災計画における、重要物資の主な備蓄量の考え方及び11品目の備蓄目標数は以下のとおりである。

重要物資の備蓄

(1) アルファ化米等

市及び大阪府は、アルファ化米等3食分を備蓄する。

(2) 高齢者用食、粉ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む）、哺乳瓶

市及び大阪府は、高齢者用食3食分、粉ミルク1日分、及び哺乳瓶1人あたり1本を備蓄する。

(3) 毛布

市及び大阪府は、毛布を1人あたり2枚を備蓄する。大阪府は、そのほかの避難者の必要量を備蓄する。

(4) 衛生用品（紙おむつ、生理用品等）

市及び大阪府は、それぞれ1日分を備蓄する。

(5) 簡易トイレ

市及び大阪府は、簡易トイレを100人あたり1基を、大阪府は備蓄及び調達により、市は備蓄により確保する。

（危機管理室提供資料）

¹ 災害対策基本法に規定される、地域防災計画の作成及び実施や本市の地域に係る防災に関する重要事項等を審議する組織のこと。会長を市長とし、自衛官、警察官、大阪府職員、副市長等で構成される。

備蓄目標量

食品等		生活必需品等	
備蓄品目	数量	備蓄品目	数量
アルファ化米等	166,650 食	毛布	97,444 枚
高齢者用食料	8,770 食	紙おむつ	11,694 個
粉ミルク	70,940 g	生理用品	9,501 枚
哺乳ビン	1,092 本	災害用トイレ (BOX 型)	975 基
		(組立式等)	105 基
		凝固剤及び便袋 (簡易トイレ用)	1,304,160 個
		トイレットペーパー	365,415m (約6,090 ロール)
		マスク	48,722 枚

「大阪府域救援物資対策協議会必要品目 (11 品目)」
(地域防災計画 (令和 6 年度修正) から抜粋)

(2) 備蓄物資の整備状況

ア 備蓄状況及び目標達成率

備蓄物資は、目標量を基に入替時期等を考慮した購入計画を作成し、毎年度購入している。

令和 6 年 12 月末現在の重要物資の備蓄状況及び目標達成率は、以下のとおりである。

令和 6 年 12 月末現在の備蓄状況及び達成率

品名	目標数量	令和 5 年度末 備蓄数量	令和 6 年度 購入数量	令和 6 年度 使用・廃棄 数量	合計	達成率
アルファ化米等	166,650 食	155,200 食	30,750 食	19,300 食	166,650 食	100.0%
高齢者用お粥	8,770 食	8,170 食	1,750 食	1,550 食	8,370 食	95.4%
粉ミルク	70,940 g	76,128 g	76,128 g	76,128 g	76,128 g	107.3%
哺乳瓶	1,092 本	1,092 本	800 本	800 本	1,092 本	100.0%
毛布	97,444 枚	91,660 枚	1,950 枚	0 枚	93,610 枚	96.1%

紙おむつ (子ども用)	9,745 枚	9,840 枚	3,240 枚	3,240 枚	9,840 枚	101.0%
紙おむつ (大人用)	1,949 枚	2,400 枚	810 枚	810 枚	2,400 枚	123.1%
生理用品	9,501 枚	18,000 枚	6,000 枚	6,000 枚	18,000 枚	189.5%
簡易トイレ	975 基	1,472 基	0 基	0 基	1,472 基	151.0%
組立式トイレ	105 基	80 基	0 基	0 基	80 基	76.2%
凝固剤及び 便袋	1,304,160 回分	103,370 回分	10,000 回分	10,000 回分	103,370 回分	7.9%
トイレット ペーパー	365,415 m	1,199,880 m	0m	0m	1,199,880 m	328.4%
マスク	48,722 枚	388,377 枚	0 枚	0 枚	388,377 枚	797.1%

※大阪府域救援物資対策協議会必要品目（11 品目）

（地域防災計画（令和 6 年度修正）資料編から抜粋）

（注）「令和 6 年 12 月末現在の備蓄状況及び達成率」における品名「簡易トイレ」は、「備蓄目標量」における備蓄品目「BOX 型トイレ」と同一である。

なお、これら 11 品目のほかに、これまでの災害を教訓として、保存用飲料水、簡易ベッド、発電機などを備蓄している。

イ 保管場所

令和 8 年 3 月までは分散倉庫 4 か所（日新高等学校、NTT 河内ビル、花園倉庫、本庁等（本庁及び旧春宮保育所））と、第 1 次避難所 78 か所に備蓄物資を保管していたが、令和 8 年 2 月に新防災倉庫が完成し、同年 3 月に本庁保管分を除く分散倉庫の備蓄物資を移送して一括管理を開始している。

ウ 要配慮者に対する配慮の状況

大阪府域備蓄方針に基づき、高齢者用お粥や粉ミルク、紙おむつ（子ども用・大人用）、障害者対応型の組立式トイレなどを備蓄している。

2 市の施設における災害時の避難所等の運営について

（1）市の施設の状況

市の施設のうち指定避難所となっている施設は、第 1 次避難所が小中学校、義務教育学校及び教育センターの計 78 か所、第 2 次避難所が 7 か所のリージョンセンター、日新高等学校、児童文化スポーツセンターの計 9 か所となっている。

また、本市の指定管理者が管理する施設（以下「指定管理施設」という。）は、令和7年10月1日現在、第2次避難所であるリージョンセンター、児童文化スポーツセンターを含めて99施設となっている。

（2）指定管理施設における避難所運営について

大規模地震に係る災害発生の場合には、あらかじめ指定避難所として指定されていないとしても、市民から見て避難に適していると判断された施設は事実上避難者が集まる場所となることが想定される。

とりわけ、指定管理施設については、平成29年4月25日付け総務省通知「大規模地震に係る災害発生時における避難所運営を想定した指定管理者制度の運用について（通知）」において、平成28年熊本地震における課題として「市町村と施設管理者、指定管理者の間で避難所運営を想定した役割分担等が共有されていなかったため、避難所運営を想定していなかった指定管理者に多大な負担が生じる場合もあった」ことが指摘されている。

第8 監査の結果

監査の結果、次のとおり検討又は改善を要する事項が見受けられた。以下に指摘した検討又は改善を要する事項については必要な措置を講ずるとともに、既に是正された等のため報告を省略した事項にも留意し、適正な事務の執行に努められたい。

なお、検討又は改善を要する事項について必要な措置を講じられた場合は、その旨通知されたい。

備蓄物資の管理等について

1 排せつ物凝固剤の備蓄計画について（危機管理室所管）

大阪府域備蓄方針が令和6年度に見直され、新たに排せつ物凝固剤を3日以上備えるよう定められた。本市では令和6年度補正予算で1日分を備蓄済であるが、財政負担の平準化や備蓄物資の増加等による保管場所の狭小化により、残り2日分を15年かけて備蓄する計画としている。しかしながら、災害の発生は予測不可能であり、過去の災害時にも避難所生活における衛生環境の悪化は生命に関わる大きな問題となっている。

このことから、早期の備蓄が実現されるよう備蓄計画を見直されたい。

2 備蓄倉庫について

備蓄物資を保管している分散倉庫4か所のうちの2か所（日新高等学校及び本庁等（本庁及び旧春宮保育所））並びに、第1次避難所78か所のうちの8か所（枚岡東小学校、花園小学校、荒川小学校、意岐部東小学校、盾津中学校、金岡中学校、楠根中学校、義務教育学校くすは縄手南校前期課程）の実査を行った結果、以下の留意すべき事項が見受けられた。

(1) 管理台帳について（危機管理室所管）

ア 備蓄物資について、管理台帳が作成されているものの、保管数や有効期限が管理台帳と一致していないものが見受けられた。

適正に管理されたい。

イ 備蓄物資の管理においては、年1回の棚卸により数量を確認しているものの、棚卸実施までの期間における物資の増減が管理台帳に随時反映されていない。このため、現時点での備蓄数を正確に把握することが困難となり、備蓄物資の紛失等のリスクが高まるなど、備蓄物資の適正な管理に支障を来すおそれがある。

受払簿等を作成し、管理台帳に随時反映されるような仕組みを整備されたい。

(2) 備蓄倉庫の保管状況について（危機管理室所管）

ア 第1次避難所の備蓄倉庫に備蓄物資の品名や数量を記載した一覧表や配置図が整備されていなかった。また、備蓄物資には一部品名の表示がなく、外観からすぐに品名を把握することが困難なものが見受けられた。

備蓄物資を迅速かつ的確に配布できるように、誰が見ても分かりやすい備蓄倉庫の整備を図られたい。

イ 第1次避難所の備蓄倉庫に備え付けられている懐中電灯が、即時に使用できる場所に保管されておらず、点灯の確認も行われていなかった。

また、分散倉庫においては、懐中電灯は備え付けられていなかった。

災害発生時は、停電等明かりがない場合も想定されることから、即時に使用できるよう整備されたい。

ウ 第1次避難所の備蓄倉庫の室内電灯は発電機を使用する必要があるが、室内電灯の使用方法を示す案内が掲示されていないものが見受けられ、点灯の確認も行なわれていなかった。

誰が見てもわかりやすい掲示をするとともに、定期的に点灯の確認をされたい。

エ 梱包されている物資を取り出すためのハサミ等切断用品が備え付けられていない。

備蓄物資を迅速に配布できるように、切断用品を備え付けられたい。

(3) 備蓄倉庫までの動線について（危機管理室所管）

第1次避難所において、校舎の工事に伴い、備蓄倉庫への通路がフェンスにより封鎖されるとともに、ワイヤーロックで施錠されており、学校及び教育委員会事務局並びに危機管理室で解錠番号が共有されていなかったものが見受けられた。

備蓄倉庫への通路が施錠された状態で災害が発生した場合、迅速に備蓄物資を搬出することが困難になることから、同様の事案が生じないよう連絡が必要とされる場合を三者で共有し、施設の管理状況を的確に把握されたい。

3 事業者に対する物資備蓄の啓発について（危機管理室所管）

地域防災計画において、「市は、大阪府や関西広域連合、大学等と連携して、一斉帰宅

の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や「事業所における「一斉帰宅の抑制」対策ガイドライン」の周知、広報等を行うなど、交通機関の運行が停止した際に学生、来店者、従業員等を待機させることや備蓄等について働きかける。」としている。しかしながら、事業者への物資備蓄の啓発は一部の事業者に対しての実施に留まっている。

本市は総人口より昼間人口が多く、状況によって災害時に多くの就業者や学生への対応が求められる。本市で備える備蓄物資には限りがあることから、事業者に対する物資備蓄の啓発を検討し、実行されたい。

市の施設における災害時の避難所等の運営について

1 第2次及び第3次避難所の避難所運営マニュアル等について（危機管理室所管）

第1次避難所が不足した場合に開設される第2次及び第3次避難所については、地域防災計画上の役割分担として、市民生活部の一部及び公民連携協働室が防災体制班として、避難所の開設等の災害対策活動に対応することとされているが、災害発生時に円滑に避難所の開設等を行うための具体的なマニュアルが整備されていない。

第2次、第3次避難所は、備蓄物資の状況や施設設備などの受入環境が第1次避難所と大きく異なるため、運用面で調整を要する事項が多い。危機管理室と防災体制班が相互に協力して、施設に応じた避難所運営マニュアル等を早急に整備されたい。

2 指定管理施設の大規模災害運営マニュアル等について

(1) 避難所等運営における指定管理者と市の役割分担について（危機管理室、企画財政部企画室行財政改革課所管）

平成29年4月25日付け総務省通知において、避難所として指定されていない場合も含め、大規模災害時における指定管理者と市の役割分担や費用負担について、あらかじめ明確にする必要があると示されている。

行財政改革課では、募集要項のひな型を作成しており、指定管理者に災害時の対応を義務付けているが、大規模災害時における指定管理者と市の役割分担を明確に規定した避難所等運営マニュアル等が整備されていない。大規模災害においては、指定避難所等が被害を受けて使用が困難になる場合、指定避難所等に指定されていない施設に避難者が集まり実質的に避難所等として運営される場合、避難生活の長期化に伴い第1次避難所である小中学校等が授業を再開する際の移送先となる場合など、指定避難所等以外の指定管理施設を避難所等として運営することも想定される。

指定管理施設における災害対応については、指定管理者、市民、市が三位一体となって取り組む必要がある。大規模災害発生時には、地域防災計画における指定避難所等としての位置付けや備蓄物資の有無に関わらず、避難者が発生することを想定し、初動に遅れが生じないよう施設に応じた役割分担について、あらかじめ明確に定められたい。

(2) 避難所等として使用する場合の費用負担について（企画財政部企画室行財政改革課所管）

平成 29 年 4 月 25 日付け総務省通知において、避難所として指定されていない場合も含め、大規模災害時における指定管理者と市の役割分担や費用負担について、あらかじめ明確にする必要があると示されている。

行財政改革課では、協定書のひな型を作成しており、指定管理者の判断で行った天災への対応における費用負担として、市が負担する原則的な考え方を示すとともに、その考えに基づき双方の協議で決定すると規定しているものの、具体的な費用負担のあり方や協議の方法について明確にしていない。即時の判断が求められる大規模災害時において、より明確なものでなければ避難者の安全確保や避難所等の運営に支障を来すおそれがある。

指定管理施設を避難所等として運営することによって発生する費用や休館等による収入の補填など、費用負担のあり方や協議の方法について、市と指定管理者の間で、あらかじめ明確に定められたい。

第9 意見

地方自治法第 199 条第 10 項の規定により、監査の結果に基づき次のとおり意見を付す。今後の事務執行の参考とされることを望むものである。

備蓄物資の管理等について

1 保存用飲料水の備蓄について（危機管理室所管）

現在、第 1 次避難所の保存用飲料水について 500mL ペットボトルで 960 本（480L）を備蓄しており、これは約 1,000 人規模の避難所で 1 人 1 日あたり約 500mL 相当となる。しかしながら、備蓄食料であるアルファ化米の利用に必要な水量（1,000 食あたり 160L）等も考慮すると、現在の備蓄量では不足することが懸念される。

避難所生活に即した備蓄数量となっているか、再検討されたい。

2 備蓄倉庫について

(1) 保管場所の確保について（危機管理室所管）

大阪府域備蓄方針の変更により、備蓄物資の品目が従前より増加しており、とりわけ第 1 次避難所については、保管場所の確保が困難な状況にある。

今後の備蓄物資の増加に対応し、災害発生時に備蓄物資を迅速に配布できるように、関係部局との連携を強化し、実効性のある保管場所の拡充を検討されたい。

(2) 備蓄倉庫の保管状況について（危機管理室所管）

ア 学校や自主防災組織の物資が備蓄倉庫に保管されているものが見受けられた。本市の備蓄物資かどうかの判断が困難であり、狭あい化の一因ともなっている。

適切に管理するよう努められたい。

イ 備蓄倉庫の表示がない、または、文字が薄れて備蓄倉庫であることが分かりにくいものが見受けられた。

誰が見ても分かりやすく表示することが望ましい。

資料1 避難所（第1次・第2次・第3次）及び福祉避難所一覧表

※避難者の収容は、第1次避難所から行うものとし、不足する場合は、第2次避難所、第3次避難所の順に開設します。

第1次避難所	第2次避難所	第3次避難所
孔舎衛小学校	日下リージョンセンター (ゆうゆうプラザ) 日新高校 枚岡樟風高校 みどり清朋高校 四条リージョンセンター (やまなみプラザ)	近畿大学附属高校 大阪商業大学高等学校 樟蔭高校 アナン学園高等学校 敬愛高校 東大阪大学 近畿大学 大阪商業大学 大阪樟蔭女子大学
孔舎衛東小学校		
孔舎衛中学校		
石切小学校		
石切中学校		
石切東小学校		
枚岡西小学校		
枚岡中学校		
枚岡東小学校		
縄手北小学校		
縄手東小学校		
縄手北中学校		
上四条小学校		
縄手小学校		
縄手中中学校		
くすは縄手南校前期課程(六万寺校舎)		
くすは縄手南校後期課程(横小路校舎)		
池島学園前期課程(小学部)		
池島学園後期課程(中学部)		
成和小学校		
鴻池東小学校		
弥栄小学校		
盾津中学校		
加納小学校		
北宮小学校		
盾津東中学校		
英田北小学校		
英田中学校		
英田南小学校		
玉川小学校		
岩田西小学校		
玉川中学校		
玉美小学校		
若江小学校		
若江中学校		
花園北小学校		
花園小学校		
玉串小学校		
花園中学校		

第1次避難所	第2次避難所	第3次避難所
森河内小学校		
楠根小学校		
楠根東小学校		
藤戸小学校		
西堤小学校		
楠根中学校		
意岐部小学校		
意岐部東小学校		
高井田東小学校		
新喜多中学校		
高井田西小学校		
高井田中学校		
長堂小学校		
長栄中学校		
布施小学校		
荒川小学校		
布施中学校	楠根リージョンセンター (ももの広場)	近畿大学附属高校 大阪商業大学高等学校 樟蔭高校
布施中学校 夜間学級	布施北高校	アナン学園高等学校
桜橋小学校	布施駅前リージョンセン ター(夢広場)	敬愛高校
八戸の里小学校	布施高校	東大阪大学
八戸の里東小学校	布施工科高校	近畿大学
意岐部中学校	近江堂リージョンセンター (はすの広場)	大阪商業大学 大阪樟蔭女子大学
小阪小学校		
小阪中学校		
上小阪小学校		
上小阪中学校		
弥刀東小学校		
弥刀中学校		
弥刀小学校		
長瀬北小学校		
柏田小学校		
柏田中学校		
長瀬西小学校		
長瀬東小学校		
金岡中学校		
長瀬南小学校		
大蓮小学校		
長瀬中学校		
教育センター		

福祉避難所一覧

施設名	受け入れる被災者等
八戸の里老人センター	要配慮者
長瀬老人センター	要配慮者
荒本老人センター	要配慮者
五条老人センター	要配慮者
角田総合老人センター	要配慮者
高井田老人センター	要配慮者
長瀬障害者センター	要配慮者
荒本障害者センター	要配慮者
障害児者支援センター	要配慮者
長瀬子育て支援センター	要配慮者
鴻池子育て支援センター	要配慮者
荒本子育て支援センター	要配慮者

災害用備蓄物資一覧

令和6年12月末現在

品目	避難所等備蓄倉庫(78カ所)		日新高校	NTT河内ビル	花園倉庫	本庁等	合計
アルファ化米	117,000食	1,500食×78カ所	食	39,650食	食	10,000食	166,650食
高齢者用お粥	7,020食	90食×78カ所	食	1,350食	食		8,370食
粉ミルク	76,128g	976g×78カ所	g		g		76,128g
液体ミルク						1,680缶	1,680缶
哺乳瓶	780本	10本×78カ所	本	312本	本		1,092本
毛布	15,600枚	200枚×78カ所	枚	59,770枚	枚	6020枚	93,610枚
紙おむつ(子供用)	9,096枚	(50~64枚)×78カ所	枚	694枚	枚	50枚	9,840枚
紙おむつ(大人用)	2,340枚	30枚×78カ所	枚	90枚	枚		2,430枚
生理用品	17,620枚	(196枚~240枚)×78カ所	枚	480枚	枚	200枚	18,300枚
簡易トイレ	1,014基	13基×78カ所	基	338基	基		1,472基
トイレトイレットペーパー	1,054,080m	(96~336ロール)×78カ所	m	145,800m	m		1,199,880m
マスク	78,000枚	1,000枚×78カ所	枚	24,000枚	枚	287,000枚	389,000枚
飲料水	74,880本	(960本)×78カ所	本	16,320本	本		97,200本
ウエットティッシュ	93,600枚	1,200枚×78カ所	枚	6,400枚	枚		100,000枚
手指消毒剤(1ℓ入)	390本	5本×78カ所	本		本	950本	1,900本
簡易テント	624張	8張×78カ所	張	13張	張		637張
簡易トイレ(障害者対応型)	78基	1基×78カ所	基		基	2基	80基
救助用具	カナテコ	78本	本		本	49本	127本
	バチツル	78本	本		本	42本	120本
	クリツパ	78本	本		本	42本	120本
	スコップ	78本	本		本	10本	10本
のこぎり	78本	1本×78カ所	本		本	49本	127本
投光機セット	78セット	1セット×78カ所	セット	セット	セット		78セット
排泄物収納袋	59,280袋	760袋×78カ所	袋	4,000袋	袋	40,090袋	103,370袋
排泄物凝固剤	62,400個	800個×78カ所	個	49,100個	個		111,500個
ガスバーナーセット	78セット	1セット×78カ所	セット	セット	セット		78セット
車椅子	156台	2台×78カ所	台		台		156台
識別タグ	19,500枚	250枚×78カ所	枚	500枚	枚		20,000枚
ブルーシート			枚	950枚	枚	1070枚	2,020枚

品目	避難所等備蓄倉庫(78カ所)	日新高校	NTT河内ビル	花園倉庫	本庁等	合計
養生テープ	1,404 個					1,404 個
液体石鹸	936 本					936 本
ディスプレイ(12枚入)	78 袋					78 袋
非接触型体温計	156 個					156 個
パルスオキシメーター	78 個				5 個	83 個
フェイスシールド	936 セット					936 セット
使い捨て手袋(300枚入り)	78 箱					78 箱
ビニール袋(10枚入り)	390 袋					390 袋
雑巾(10枚入)	234 袋					234 袋
一般マスク	78,000 枚				134,000 枚	212,000 枚
ペーパータオル(200枚入)	936 パック					936 パック
手指消毒剤	468 本					468 本
除菌シート(大)	156 本					156 本
除菌シート(小)	468 本					468 本
ティッシュペーパー(200組入)	2,340 箱					2,340 箱
簡易テント	780 張				2,220 張	3,000 張
簡易ベッド	936 台				2,064 台	3,000 台
ゴミ袋(45ℓ)	37,440 袋					37,440 袋
レジ袋	23,400 袋					23,400 袋
防護服	着				3,000 着	3,000 着
シューズカバー	足				3,000 足	3,000 足
ゴーグル	個				3,000 個	3,000 個

新型コロナウイルス感染症対策物品

(地域防災計画(令和6年度修正)資料編から抜粋)